

In depth

A look at current financial reporting issues

2022年3月9日
In depth No. 2020-06

暗号資産および関連取引: IFRS に基づく会計上の検討事項

FAQ 2.2.1.1—企業は、暗号資産の保有に関して、IAS 第2号の下でのコモディティ・ブローカー／トレーダーの免除規定をどのように適用すべきでしょうか

企業が通常の事業の過程において販売を目的として暗号資産を保有している場合には、棚卸資産として会計処理することが適切である可能性があります。このような場合、当該資産は、通常、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定されます。暗号資産を活発に売買しており、近い将来に再販を行って価格の変動による利益やトレーダーのマージンを生み出すことを目的として暗号資産を購入する企業は、コモディティ・ブローカー／トレーダーに関するIAS第2号「[棚卸資産](#)」第3項(b)の下記のガイダンスを適用すべきかどうかを検討する可能性があります。

「本基準書は、次の者が保有する棚卸資産の測定には適用しない。

...

(b) 売却コスト控除後の公正価値で棚卸資産を測定するコモディティ・ブローカー／トレーダー。当該棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値で測定する際には、売却コスト控除後の公正価値の変動は当該変動が発生した期の純損益に認識する。」

企業がIAS第2号のコモディティ・ブローカー／トレーダーの免除規定の要件を満たすかどうかを評価する際の会計単位は何か

IAS第2号は、企業がコモディティ・ブローカー／トレーダーとしての要件を満たす場合にのみ、[IAS第2号第3項\(b\)](#)の免除規定を適用できると規定していますが、企業が暗号資産を活発に取引している場合であっても、すべての暗号資産がコモディティの定義を満たすわけではない可能性があります。そのような場合、個々の暗号資産を下記について個別に評価することにより、ケース・バイ・ケースで会計方針を適用する必要があります。

- 企業が保有する財産はIAS第2号の範囲に含まれるか
- 企業は、近い将来に再販を行って価格の変動による利益やトレーダーのマージンを生み出すことを目的として当該資産を活発に取引しているか
- 当該資産はコモディティの要件を満たしているか(後述の説明を参照)。

企業は、個々の資産が上記の要件をすべて満たす場合にのみ、コモディティ・ブローカー／トレーダーの免除規定を適用しなければなりません。個々の資産が上記の要件を満たすかどうかに影響を与えるような状況の変化が生じた場合、企業は、免除規定を引き続き適用するかどうかについての再評価を行わなければなりません。

暗号資産がIAS第2号に基づくコモディティの1つの形態であるとみなされるのはどのような場合か

コモディティ・ブローカー／トレーダーの免除規定は、個々の暗号資産がコモディティの定義を満たしている場合にのみ適用しなければなりません。IAS第2号には、何がコモディティを構成するのかについての明確なガイダンスはありません。特定の暗号資産をコモディティとみなすことができるかどうかを判定するには、判断を用いる必要があります。次の要因は、暗号資産がコモディティにあたる可能性があると考えられる場合の裏付けになると考えられます。

- 資産が活発な市場で取引されており、信頼性の高い価値を当該資産に割り当てることができる
- 当該資産は代替可能である

資産が活発な市場において取引されているかどうかには判断が伴います。企業は、検討している個々の暗号資産に活発な市場が存在するかどうかを判定する際に、IFRS第13号の原則を適用しなければなりません。さらなる議

論は、[In depth「暗号資産および関連取引:IFRSに基づく会計上の検討事項」](#)のセクション4.3「[活発な市場の決定](#)」(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In depth

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。